

くしろ 男女共同参画通信

ともに創りあげる社会をめざして

Vol.12

発行日：平成17年6月20日

〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4番
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

31-4579 Fax22-9096



ゆ
め
を
育
て
人
を
育
て
る
共
同
参
画

6
月
23
日
か
ら
1
週
間

男
女
共
同
参
画
週
間

育児 介護休業法が改正されました 平成17年4月1日施行

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）が改正されました。今回の改正では、これまで除外されていた期間を定めた雇用者にも拡大されたことや、子どもの看護休暇制度の創設など、育児や介護を行う労働者にとってはより使いやすい制度になるように見直しがされました。

改正の概要をお知らせします

育児 介護休業の対象労働者拡大

休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児・介護休業が取れるようになりました。これまで「期間を定めて雇用される者」は長期的な休業になじまないとして対象からはずされていましたが、多くの労働者が労働契約の更新を繰り返し継続されていることから、申し出の時点で次のイ・ロのいずれも該当する者が対象となります。

<育児休業の場合>

- イ.同一の自業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- ロ.子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用が見込まれること。

<介護休業の場合>

- イ.同一の自業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- ロ.介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて引き続き雇用が見込まれること。

子の看護休暇制度の創設

小学校就学前の子を養育する労働者は申し出により、1年に5日まで病気・ケガをした子の看護のために休暇を取得することができます。これまで事業主の努力義務とされていましたが、看護休暇として取得することができるようになりました。

育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業をすることができます。雇用の継続促進や円滑な職場復帰を図るために1歳に達した後も休業が必要と認められる特別な事情があるときで、次のいずれかの事情がある場合です。

- イ.保育所に入所希望しているが入所できない場合。
 - ロ.子の養育を行っている配偶者が死亡や病気等で子の養育が困難になった場合。
- これらの場合、子が1歳まで両親のどちらかが、休業中でなければなりません、交替もできます。

介護休業の取得回数制限の緩和

要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業をすることができます。期間は通算して（のべ）93日までです。

これまで対象となる家族について1回3ヶ月が限度でしたが、短期間で職場復帰できるひとも多かったことから介護を必要とするごとに複数回取得ができるようになりました。勤務時間短縮についても通算93日間となります。

厚生労働省ホームページは <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html>

育児・介護休業法に関する問い合わせは、北海道労働局雇用均等室 TEL 011-709-2715



講演会のお知らせ

参加費は無料です是非ご参加ください

体力・気力・学力向上は食事から (ジュニア期のライフマネジメント)

とき 平成17年7月14日(木) 午前10時より

ところ 釧路市生涯学習センター 大ホール (託児有り)

講師 小澤治夫氏 (北海道教育大学教学部釧路校教授)

主催 教育委員会 問い合わせ先 生涯学習課 31-4579

- 子ども達が変わる時 (軽度発達障害児への特別支援教育)

とき 平成17年8月20日(土) 午後3時より

ところ 釧路市生涯学習センター 2階 多目的ホール

講師 竹田契一氏 (大阪医科大学LDセンター客員教授)

主催 教育委員会 む～みん谷懇話会 問い合わせ先 生涯学習課 31-4579

子どもの良き相談者になるためにー (保護者対象思春期保健講座)

とき 平成17年7月22日(金) 午後6時30分より

ところ キャッスルホテル 2階 平安の間

講師 村瀬幸浩氏 (一橋大学・津田塾大学講師)

主催 釧路市 申し込み・問い合わせ先 健康推進課 31-4525

性教育はどこまで必要なのだろう・・・? ~東京六本木女性健康相談室からー

とき 平成17年8月11日(木) 午後2時~4時

ところ 釧路プリンスホテル

講師 赤枝恒雄 六本木診療所院長(産婦人科医) 通称 赤ひげ先生

主催 愛と命のネットワーク (事務局 助産院マタニティ・アイ)

定員 70名 (参加費 無料、申し込み先 37-2110)

問い合わせ先 健康推進課 31-4525

悩んでいる女性に

・女性のためのなんでも相談所を開設いたします。

・当日の相談は、すべて女性の人権擁護委員がお受けします。

・予約の必要はありません。 難しい手続きの必要もありません。

無料で相談をお受けします。 女性の方に限らせていただきます。

開設日時 6月29日(水) 午後1時~7時まで

会場 釧路市生涯学習センター 7階

問い合わせ先 釧路地方法務局人権擁護課

tel 31-5014

ご協力をお願いします

釧路市では、男女平等に関する「市民意識・実態調査」を7月に実施いたします。

6月中に対象者にアンケート用紙を送付し、7月中に郵送での回収をおこないます。

対象者は、市内に居住する市民1,400人の方を無作為抽出いたしました。